

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 14日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県刈谷市朝日町 1-1	
氏 名 株式会社ジェイテクト	
取締役社長 佐藤 和弘	
株式会社ジェイテクト 刈谷工場	
工場長 米田 聡	
電話番号 0566-25-5111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社ジェイテクト 刈谷工場
事業場の所在地	愛知県刈谷市朝日町1丁目1番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	25 : はん用機械機器具製造業
2 事業の規模	製造品出荷額 : 38,700 百万円
3 従業員数	1,829 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①の通り

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物処理に係る役割

- ・ 推進委員長 …… 生産環境改善部会又は環境保全委員会で審議・決定された事項等に基づき工場の廃棄物提言活動を統括する。
- ・ 副委員長 …… 廃棄物低減実績の確認
- ・ 廃棄物管理者 …… 廃棄物低減活動の実施、推進
- ・ 組織図は別紙②のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙③のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
2 計画	【目標】 別紙③のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、金属くず、木くず等はそれぞれに分別し、保管している。
-----	--

②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・固形燃料廃棄物の分別徹底により紙類廃棄物の有価物化を増大させる。
-----	--

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	— —
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t — t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	— —
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t — t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥（排水処理汚泥） 廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t — t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	645 t 255 t
	(これまでに実施した取組) 排水処理汚泥の脱水・乾燥、切削油の濃縮による減量化を行なっている。	
2 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥（排水処理汚泥） 廃油

	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	516 t	204 t
	(今後実施する予定の取組) 減量化を継続する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙④のとおり		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者へ の 処理委託量	— t	— t

		再生利用者への 処理委託量	—	t	—	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	—	t	—	t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	—	t	—	t
		(これまでに実施した取組)				

(第5面)

2	計画	<b>【目標】</b> 別紙④のとおり				
		産業廃棄物の種類	—		—	
		全処理委託量	—	t	—	t
		優良認定処理業者への処 理委託量	—	t	—	t
		再生利用者への 処理委託量	—	t	—	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	—	t	—	t
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	—	t	—	t
		(今後実施する予定の取組)				

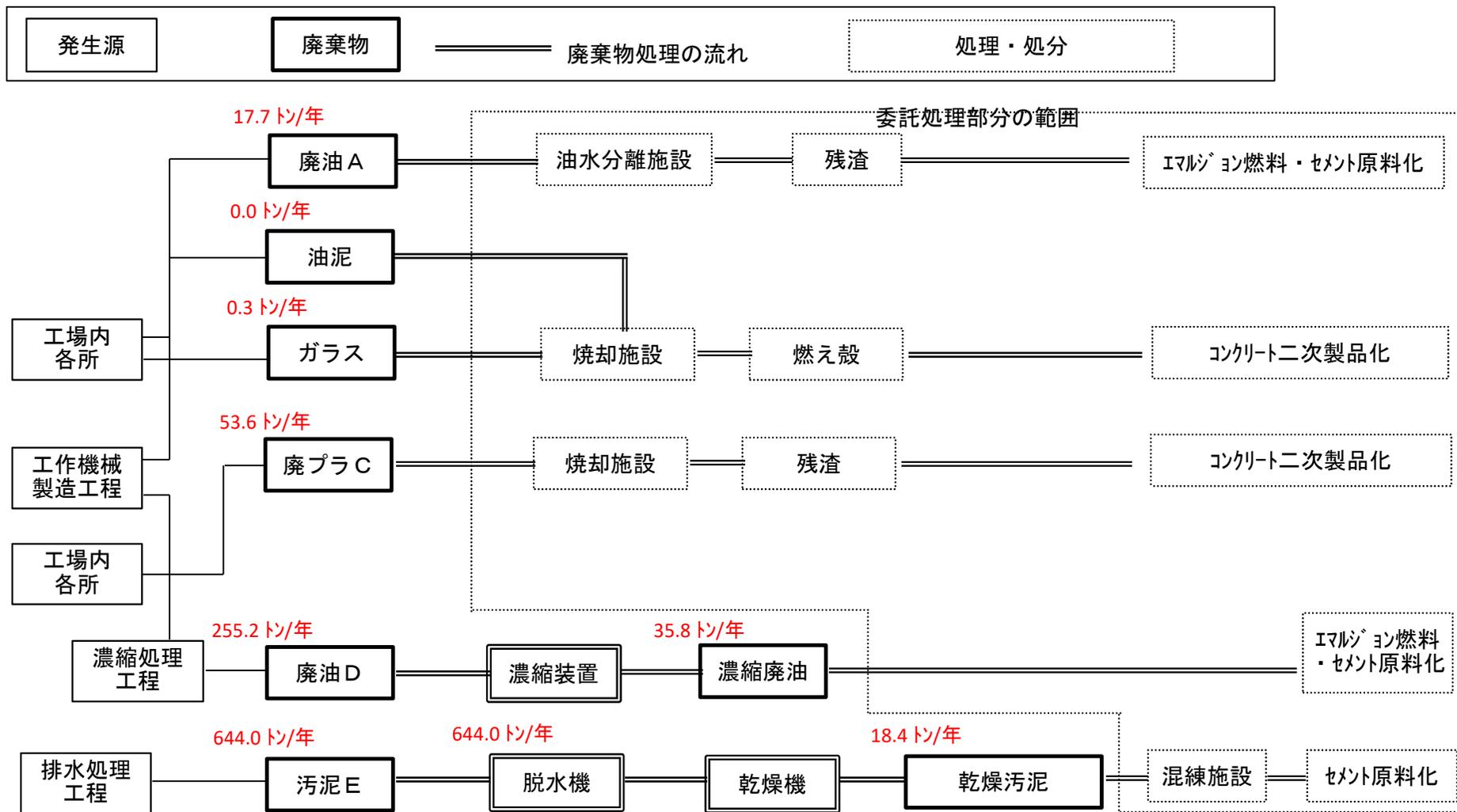
※事務処理欄	
--------	--

(第6面)

備考

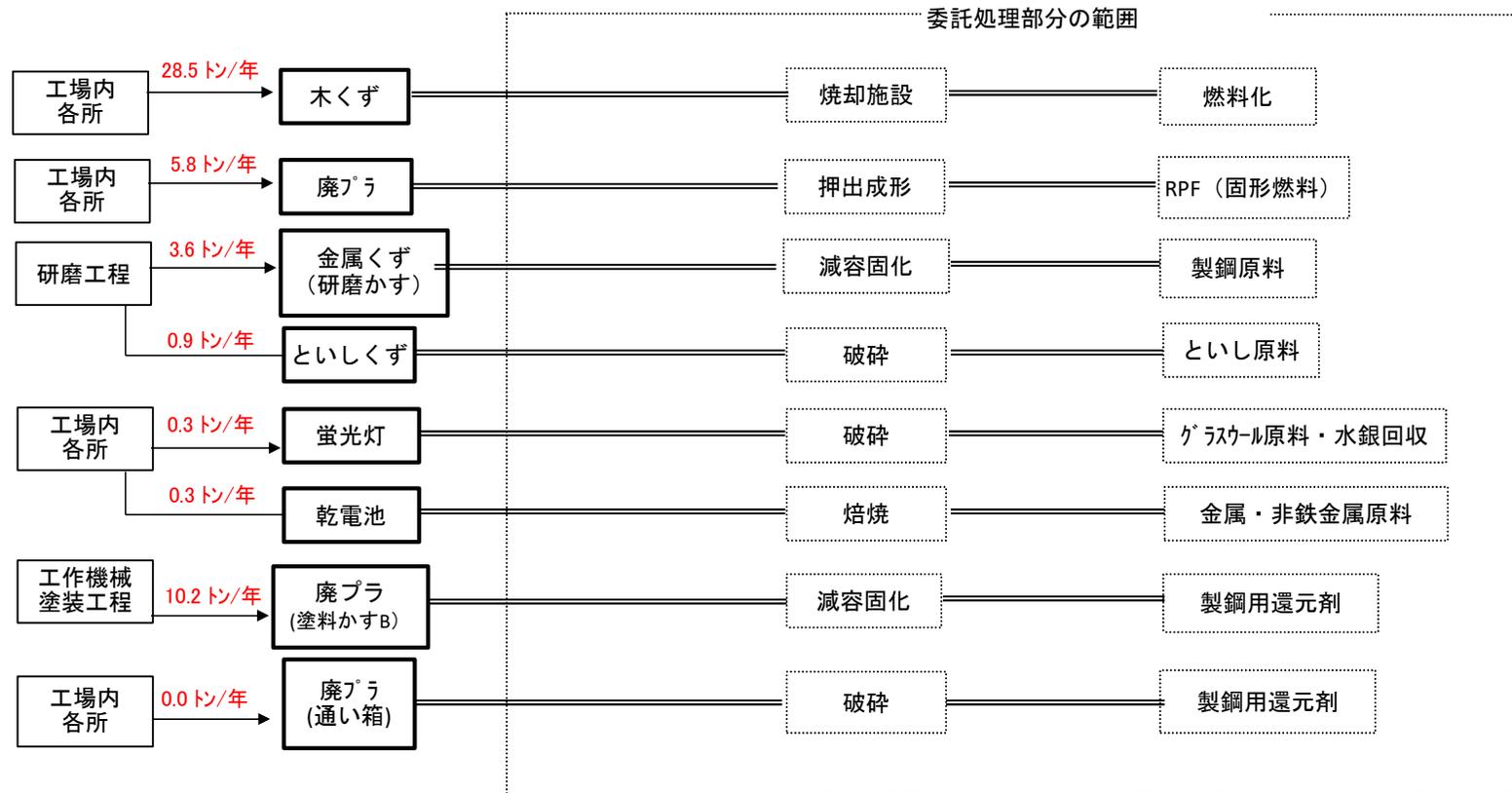
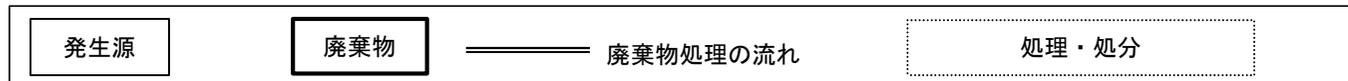
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。





別紙① 廃棄物処理フロー図 (1)

発生量 (ト/年) は令和5年度実績



別紙① 廃棄物処理フロー図 (2)

発生量 (ト/年) は令和5年度実績



【前年度（令和5年度）実績】									
産業廃棄物の種類	汚泥 (排水処理汚泥, 汚泥等)	廃プラ (塩ビ, 塗料カス)	廃油 (濃縮廃液等)	ガラス・ 陶磁器くず	金属くず (研磨かす等)	木くず	廃酸	廃アルカリ	
①現状	排出量	814.90t	69.53t	272.92t	1.46t	4.06t	28.47t	40.10t	23.36t
(これまでに実施した取組) ・排水処理汚泥は水使用量の削減により発生を抑制する。 ・廃油は切削油使用量の削減、再生・再使用により発生を抑制する。 ・廃プラスチック類は梱包材の有価物化や再利用により発生を抑制する。 ・木くずはパレット等の再使用化を推進し、廃棄物の発生を抑制する。									
【目標】									
産業廃棄物の種類	汚泥 (排水処理汚泥, 汚泥等)	廃プラ (塩ビ, 塗料カス)	廃油 (濃縮廃液等)	ガラス・ 陶磁器くず	金属くず (研磨かす等)	木くず	廃酸	廃アルカリ	
②計画	排出量	782.30t	66.75t	262.00t	1.40t	3.90t	27.33t	38.50t	22.43t
(今後実施する予定の取組) ・廃棄物削減の改善事例を募集し、部門間に水平展開する。 ・木くずは、パレット等の再使用化・業者返却を推進し、廃棄物の発生を抑制する。 ・水溶性油剤の腐食劣化を抑え、廃棄物の発生を抑制する。									

		【前年度（令和5年度）実績】							
産業廃棄物の種類		汚泥 (排水処理汚泥, 汚泥等)	廃プラ (塩ビ, 塗料カス)	廃油 (濃縮廃液等)	ガラス, 陶磁器くず	金属くず (研磨かす等)	木くず	廃酸	廃アルカリ
①現状	全処理委託量	188.28 t	69.53 t	53.54 t	1.46 t	4.06 t	28.47 t	40.10 t	23.36 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	102.05 t	69.53 t	53.54 t	0.27 t	3.80 t	28.47 t	40.10 t	23.36 t
	再生利用者への 処理委託量	188.28 t	69.53 t	53.54 t	1.46 t	4.06 t	28.47 t	40.10 t	23.36 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用者への処理委託を行い、最終処分量「0」の維持継続を図る。							
		【目標】							
産業廃棄物の種類		汚泥 (排水処理汚泥, 汚泥等)	廃プラ (塩ビ, 塗料カス)	廃油 (濃縮廃液, 廃シンナー等)	ガラス, 陶磁器くず	金属くず (研磨かす等)	木くず	廃酸	廃アルカリ
②計画	全処理委託量	180.75 t	66.75 t	51.40 t	1.40 t	3.90 t	27.33 t	38.50 t	22.43 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	97.97 t	66.75 t	51.40 t	0.26 t	3.65 t	27.33 t	38.50 t	22.43 t
	再生利用者への 処理委託量	180.75 t	66.75 t	51.40 t	1.40 t	3.90 t	27.33 t	38.50 t	22.43 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理を選定する。 ・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。							